

令和4年度 造林補助事業 標準単価表

長 崎 県

改 訂 日 令和4年 7月 1日
適 用 申 請 期 令和4年度2期～

1. 人工造林

1-1 人工造林

○優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

(円/ha)

植栽本数	内 訳	内地						
		スギ、ヒノキ	クロマツ	クヌギ、コナラ	その他有用樹種	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①-1消費税を含まない：(森林組合)	315,000	285,000	306,000	354,000	415,500	429,000	432,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	361,500	325,500	325,500	411,000	492,000	588,000	555,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	384,000	345,000	345,000	438,000	529,500	634,500	598,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	397,650	358,050	358,050	452,100	541,200	646,800	610,500
2,000~2,499本/ha	①-1消費税を含まない：(森林組合)	420,000	380,000	408,000	472,000	554,000	572,000	576,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	482,000	434,000	434,000	548,000	656,000	784,000	740,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	512,000	460,000	460,000	584,000	706,000	846,000	798,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	530,200	477,400	477,400	602,800	721,600	862,400	814,000
2,500~2,999本/ha	①-1消費税を含まない：(森林組合)	525,000	475,000	510,000	590,000	692,500	715,000	720,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	602,500	542,500	542,500	685,000	820,000	980,000	925,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	640,000	575,000	575,000	730,000	882,500	1,057,500	997,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	662,750	596,750	596,750	753,500	902,000	1,078,000	1,017,500
3,000本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	630,000	570,000	612,000	708,000	831,000	858,000	864,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	723,000	651,000	651,000	822,000	984,000	1,176,000	1,110,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	768,000	690,000	690,000	876,000	1,059,000	1,269,000	1,197,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	795,300	716,100	716,100	904,200	1,082,400	1,293,600	1,221,000

(円/ha)

植栽本数	内 訳	離島						
		スギ、ヒノキ	クロマツ	クヌギ、コナラ	その他有用樹種	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①-1消費税を含まない：(森林組合)	331,500	301,500	322,500	370,500	432,000	445,500	481,500
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	373,500	339,000	363,000	420,000	481,500	514,500	559,500
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	397,500	360,000	385,500	450,000	517,500	553,500	604,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	410,850	372,900	399,300	462,000	529,650	565,950	615,450
2,000~2,499本/ha	①-1消費税を含まない：(森林組合)	442,000	402,000	430,000	494,000	576,000	594,000	642,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	498,000	452,000	484,000	560,000	642,000	686,000	746,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	530,000	480,000	514,000	600,000	690,000	738,000	806,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	547,800	497,200	532,400	616,000	706,200	754,600	820,600
2,500~2,999本/ha	①-1消費税を含まない：(森林組合)	552,500	502,500	537,500	617,500	720,000	742,500	802,500
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	622,500	565,000	605,000	700,000	802,500	857,500	932,500
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	662,500	600,000	642,500	750,000	862,500	922,500	1,007,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	684,750	621,500	665,500	770,000	882,750	943,250	1,025,750
3,000本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	663,000	603,000	645,000	741,000	864,000	891,000	963,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	747,000	678,000	726,000	840,000	963,000	1,029,000	1,119,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	795,000	720,000	771,000	900,000	1,035,000	1,107,000	1,209,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	821,700	745,800	798,600	924,000	1,059,300	1,131,900	1,230,900

1-2人工造林（加算単価）

○要件等:地持ちは、人工造林の際に必要な場合に加算することが出来る。

(円/ha)

	地持ち（刈り払い機）	地持ち（人力）	機械地持ち（内地）	機械地持ち（離島）
①~②労務に消費税を含まない	276,700	97,500	114,600	116,300
③労務に消費税を含む	304,370	107,250	126,060	127,930

2. 樹下植栽

2-1 樹下植栽

○優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

(円/ha)

植栽本数	内 訳	内地						
		スギ、ヒノキ	クロマツ	クヌギ、コナラ	その他有用樹種	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
500本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	105,000	95,000	102,000	118,000	138,500	143,000	144,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	120,500	108,500	108,500	137,000	164,000	196,000	185,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	128,000	115,000	115,000	146,000	176,500	211,500	199,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	132,550	119,350	119,350	150,700	180,400	215,600	203,500
1,000本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	210,000	190,000	204,000	236,000	277,000	286,000	288,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	241,000	217,000	217,000	274,000	328,000	392,000	370,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	256,000	230,000	230,000	292,000	353,000	423,000	399,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	265,100	238,700	238,700	301,400	360,800	431,200	407,000
1,500本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	315,000	285,000	306,000	354,000	415,500	429,000	432,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	361,500	325,500	325,500	411,000	492,000	588,000	555,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	384,000	345,000	345,000	438,000	529,500	634,500	598,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	397,650	358,050	358,050	452,100	541,200	646,800	610,500
2,000本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	420,000	380,000	408,000	472,000	554,000	572,000	576,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	482,000	434,000	434,000	548,000	656,000	784,000	740,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	512,000	460,000	460,000	584,000	706,000	846,000	798,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	530,200	477,400	477,400	602,800	721,600	862,400	814,000

(円/ha)

植栽本数	内 訳	離島						
		スギ、ヒノキ	クロマツ	クヌギ、コナラ	その他有用樹種	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
500本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	110,500	100,500	107,500	123,500	144,000	148,500	160,500
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	124,500	113,000	121,000	140,000	160,500	171,500	186,500
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	132,500	120,000	128,500	150,000	172,500	184,500	201,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	136,950	124,300	133,100	154,000	176,550	188,650	205,150
1,000本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	221,000	201,000	215,000	247,000	288,000	297,000	321,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	249,000	226,000	242,000	280,000	321,000	343,000	373,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	265,000	240,000	257,000	300,000	345,000	369,000	403,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	273,900	248,600	266,200	308,000	353,100	377,300	410,300
1,500本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	331,500	301,500	322,500	370,500	432,000	445,500	481,500
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	373,500	339,000	363,000	420,000	481,500	514,500	559,500
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	397,500	360,000	385,500	450,000	517,500	553,500	604,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	410,850	372,900	399,300	462,000	529,650	565,950	615,450
2,000本/ha以上	①-1消費税を含まない：(森林組合)	442,000	402,000	430,000	494,000	576,000	594,000	642,000
	①-2消費税を含まない：(森林組合以外)	498,000	452,000	484,000	560,000	642,000	686,000	746,000
	②資材にのみ消費税を含む：(森林組合以外)	530,000	480,000	514,000	600,000	690,000	738,000	806,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	547,800	497,200	532,400	616,000	706,200	754,600	820,600

2-2 樹下植栽 (加算単価)

○要件等：地持ちは、樹下植栽の際に必要な場合に加算することが出来る。

(円/ha)

	地持え (刈り払い機)	地持え (人力)	機械地持え (内地)	機械地持え (離島)
①～②労務に消費税を含まない	276,700	97,500	114,600	116,300
③労務に消費税を含む	304,370	107,250	126,060	127,930

2-3しいたけ原木林整備（樹下植栽等）【不用萌芽除去・除伐】

(円/ha)

作業種	区 分	内地・ 離島
樹下植栽等不用萌芽の除去	①消費税を含まない	188,400
	②資材にのみ消費税を含む	188,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	207,240
樹下植栽等不用萌芽の除去(下刈あり)	①消費税を含まない	364,500
	②資材にのみ消費税を含む	364,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	400,950
樹下植栽等不用木の除去	①消費税を含まない	113,500
	②資材にのみ消費税を含む	113,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	124,850

3. 下刈【全刈り】

(円/ha)

作業種	区 分	内地・ 離島
下刈り(全刈)(年1回)	①消費税を含まない	176,000
	②資材にのみ消費税を含む	176,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	193,600
下刈り(全刈)(年2回)	①基礎単価(税抜)：課税業者	327,500
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	327,500
	③請負・委託(消費税含)：課税業者以外	360,250

4. 枝打ち

(円/ha)

作業種	区 分	内地・ 離島
枝打ち①枝打ち1~2m(背丈打)	①消費税を含まない	158,600
	②資材にのみ消費税を含む	158,600
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	174,460
枝打ち②枝打ち2~3m(梯子打)	①消費税を含まない	87,400
	②資材にのみ消費税を含む	87,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	96,140
枝打ち③枝打ち3~4m(梯子打)	①消費税を含まない	73,000
	②資材にのみ消費税を含む	73,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	80,300

5. 除伐

(円/ha)

作業種	区 分	内地・ 離島
除伐	①消費税を含まない	152,000
	②資材にのみ消費税を含む	152,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	167,200

6. 保育間伐

6-1 保育間伐

(円/ha)

作業種	区 分	内地・ 離島
保育間伐(7齢級以下又は18cm未満)	①消費税を含まない	132,600
	②資材にのみ消費税を含む	132,600
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	145,860
保育間伐(枝払・玉切あり)7齢級以下又は18cm未満)	①消費税を含まない	257,200
	②資材にのみ消費税を含む	257,200
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	282,920
保育間伐(7齢級を超えかつ18cm以上)	①消費税を含まない	56,800
	②資材にのみ消費税を含む	56,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	62,480
保育間伐(枝払・玉切あり)7齢級を超えかつ18cm以上)	①消費税を含まない	110,300
	②資材にのみ消費税を含む	110,300
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	121,330

6-2 保育間伐(加算単価)

○要件等：間伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈払った場合に加算することが出来る。

(円/ha)

区 分	保育間伐(刈払い加算単価)	保育間伐(林床整理伐加算単価)
①~②労務に消費税を含まない	74,800	176,000
③労務に消費税を含む	82,280	193,600

7. 間伐

7-1 間伐（プロセッサ造材）

（円/ha）

作業種	区分	内地		内地		離島		離島	
		定性		列状		定性		列状	
		車輦系	架線系	車輦系	架線系	車輦系	架線系	車輦系	架線系
0以上-10未満	①消費税を含まない	68,600	68,600	58,000	58,000	68,600	68,600	58,000	58,000
	②資材にのみ消費税を含む	68,600	68,600	58,000	58,000	68,600	68,600	58,000	58,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	75,460	75,460	63,800	63,800	75,460	75,460	63,800	63,800
10-20	①消費税を含まない	161,800	189,100	137,900	160,300	168,300	197,100	143,400	167,300
	②資材にのみ消費税を含む	161,800	189,100	137,900	160,300	168,300	197,100	143,400	167,300
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	177,980	208,010	151,690	176,330	185,130	216,810	157,740	184,030
20-30	①消費税を含まない	223,900	269,400	191,200	228,500	234,800	282,800	200,400	240,200
	②資材にのみ消費税を含む	223,900	269,400	191,200	228,500	234,800	282,800	200,400	240,200
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	246,290	296,340	210,320	251,350	258,280	311,080	220,440	264,220
30-40	①消費税を含まない	286,000	349,700	244,500	296,700	301,300	368,500	257,300	313,100
	②資材にのみ消費税を含む	286,000	349,700	244,500	296,700	301,300	368,500	257,300	313,100
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	314,600	384,670	268,950	326,370	331,430	405,350	283,030	344,410
40-50	①消費税を含まない	348,100	430,000	297,700	365,000	367,700	454,100	314,300	385,900
	②資材にのみ消費税を含む	348,100	430,000	297,700	365,000	367,700	454,100	314,300	385,900
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	382,910	473,000	327,470	401,500	404,470	499,510	345,730	424,490
50-60	①消費税を含まない	410,200	510,400	351,000	433,200	434,200	539,800	371,300	458,800
	②資材にのみ消費税を含む	410,200	510,400	351,000	433,200	434,200	539,800	371,300	458,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	451,220	561,440	386,100	476,520	477,620	593,780	408,430	504,680
60-70	①消費税を含まない	472,300	590,700	404,300	501,400	500,700	625,500	428,200	531,700
	②資材にのみ消費税を含む	472,300	590,700	404,300	501,400	500,700	625,500	428,200	531,700
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	519,530	649,770	444,730	551,540	550,770	688,050	471,020	584,870
70-80	①消費税を含まない	534,400	671,000	457,600	569,600	567,100	711,100	485,200	604,600
	②資材にのみ消費税を含む	534,400	671,000	457,600	569,600	567,100	711,100	485,200	604,600
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	587,840	738,100	503,360	626,560	623,810	782,210	533,720	665,060

7-2間伐（チェーンソー造材）

(円/ha)

作業種	区 分	内地		内地		離島		離島	
		定性		別状		定性		別状	
		車輦系	架線系	車輦系	架線系	車輦系	架線系	車輦系	架線系
0以上-10未満	①消費税を含まない	68,600	68,600	58,000	58,000	68,600	68,600	58,000	58,000
	②資材にのみ消費税を含む	68,600	68,600	58,000	58,000	68,600	68,600	58,000	58,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	75,460	75,460	63,800	63,800	75,460	75,460	63,800	63,800
10-20	①消費税を含まない	177,400	204,700	153,500	175,900	184,100	212,900	159,200	183,100
	②資材にのみ消費税を含む	177,400	204,700	153,500	175,900	184,100	212,900	159,200	183,100
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	195,140	225,170	168,850	193,490	202,510	234,190	175,120	201,410
20-30	①消費税を含まない	249,900	295,500	217,200	254,600	261,100	309,200	226,800	266,600
	②資材にのみ消費税を含む	249,900	295,500	217,200	254,600	261,100	309,200	226,800	266,600
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	274,890	325,050	238,920	280,060	287,210	340,120	249,480	293,260
30-40	①消費税を含まない	322,400	386,200	280,900	333,200	338,100	405,400	294,300	350,000
	②資材にのみ消費税を含む	322,400	386,200	280,900	333,200	338,100	405,400	294,300	350,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	354,640	424,820	308,990	366,520	371,910	445,940	323,730	385,000
40-50	①消費税を含まない	394,900	476,900	344,600	411,900	415,200	501,600	361,800	433,400
	②資材にのみ消費税を含む	394,900	476,900	344,600	411,900	415,200	501,600	361,800	433,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	434,390	524,590	379,060	453,090	456,720	551,760	397,980	476,740
50-60	①消費税を含まない	467,400	567,700	408,300	490,500	492,200	597,800	429,300	516,800
	②資材にのみ消費税を含む	467,400	567,700	408,300	490,500	492,200	597,800	429,300	516,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	514,140	624,470	449,130	539,550	541,420	657,580	472,230	568,480
60-70	①消費税を含まない	539,900	658,400	472,000	569,100	569,200	694,000	496,800	600,300
	②資材にのみ消費税を含む	539,900	658,400	472,000	569,100	569,200	694,000	496,800	600,300
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	593,890	724,240	519,200	626,010	626,120	763,400	546,480	660,330
70-80	①消費税を含まない	612,400	749,200	535,700	647,800	646,200	790,300	564,300	683,700
	②資材にのみ消費税を含む	612,400	749,200	535,700	647,800	646,200	790,300	564,300	683,700
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	673,640	824,120	589,270	712,580	710,820	869,330	620,730	752,070

7-3間伐（加算単価）

○要件等：間伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈払った場合に加算することが出来る。

(円/ha)

区 分	間伐(枝払・玉切)	間伐(刈払い加算単価)	間伐(林床整理加算単価)
①-②労務に消費税を含まない	62,000	74,800	176,000
③労務に消費税を含む	68,200	82,280	193,600

8. 更新伐

8-1 更新伐 (プロセッサ造材)

(円/ha)

作業種	区分	内地		内地		離島		離島	
		定性		列状		定性		列状	
		車輦系	架線系	車輦系	架線系	車輦系	架線系	車輦系	架線系
0以上-10未満	①消費税を含まない	121,200	121,200	105,200	105,200	121,200	121,200	105,200	105,200
	②資材にのみ消費税を含む	121,200	121,200	105,200	105,200	121,200	121,200	105,200	105,200
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	133,320	133,320	115,720	115,720	133,320	133,320	115,720	115,720
10-20	①消費税を含まない	206,200	222,000	179,100	191,400	212,200	228,500	184,600	197,400
	②資材にのみ消費税を含む	206,200	222,000	179,100	191,400	212,200	228,500	184,600	197,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	226,820	244,200	197,010	210,540	233,420	251,350	203,060	217,140
20-30	①消費税を含まない	262,800	289,200	228,300	248,900	272,800	300,000	237,500	258,900
	②資材にのみ消費税を含む	262,800	289,200	228,300	248,900	272,800	300,000	237,500	258,900
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	289,080	318,120	251,130	273,790	300,080	330,000	261,250	284,790
30-40	①消費税を含まない	319,500	356,400	277,500	306,400	333,500	371,600	290,400	320,400
	②資材にのみ消費税を含む	319,500	356,400	277,500	306,400	333,500	371,600	290,400	320,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	351,450	392,040	305,250	337,040	366,850	408,760	319,440	352,440
40-50	①消費税を含まない	376,200	423,600	326,800	363,800	394,200	443,100	343,300	381,900
	②資材にのみ消費税を含む	376,200	423,600	326,800	363,800	394,200	443,100	343,300	381,900
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	413,820	465,960	359,480	400,180	433,620	487,410	377,630	420,090
50-60	①消費税を含まない	432,800	490,800	376,000	421,300	454,800	514,700	396,200	443,400
	②資材にのみ消費税を含む	432,800	490,800	376,000	421,300	454,800	514,700	396,200	443,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	476,080	539,880	413,600	463,430	500,280	566,170	435,820	487,740
60-70	①消費税を含まない	489,500	558,000	425,200	478,800	515,500	586,200	449,100	504,800
	②資材にのみ消費税を含む	489,500	558,000	425,200	478,800	515,500	586,200	449,100	504,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	538,450	613,800	467,720	526,680	567,050	644,820	494,010	555,280
70-80	①消費税を含まない	546,100	625,200	474,400	536,200	576,100	657,700	502,000	566,300
	②資材にのみ消費税を含む	546,100	625,200	474,400	536,200	576,100	657,700	502,000	566,300
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	600,710	687,720	521,840	589,820	633,710	723,470	552,200	622,930
80-90	①消費税を含まない	602,800	692,400	523,700	593,700	636,800	729,300	555,000	627,800
	②資材にのみ消費税を含む	602,800	692,400	523,700	593,700	636,800	729,300	555,000	627,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	663,080	761,640	576,070	653,070	700,480	802,230	610,500	690,580
90-100	①消費税を含まない	659,500	759,600	572,900	651,200	697,500	800,800	607,900	689,300
	②資材にのみ消費税を含む	659,500	759,600	572,900	651,200	697,500	800,800	607,900	689,300
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	725,450	835,560	630,190	716,320	767,250	880,880	668,690	758,230

8-2更新伐 (チェーンソー造材)

(円/ha)

作業種	区分	内地		内地		離島		離島	
		定性		列状		定性		列状	
		車輛系	架線系	車輛系	架線系	車輛系	架線系	車輛系	架線系
0以上-10未満	①消費税を含まない	121,200	121,200	105,200	105,200	121,200	121,200	105,200	105,200
	②資材にのみ消費税を含む	121,200	121,200	105,200	105,200	121,200	121,200	105,200	105,200
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	133,320	133,320	115,720	115,720	133,320	133,320	115,720	115,720
10-20	①消費税を含まない	214,500	230,300	187,400	199,700	220,000	236,300	192,400	205,300
	②資材にのみ消費税を含む	214,500	230,300	187,400	199,700	220,000	236,300	192,400	205,300
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	235,950	253,330	206,140	219,670	242,000	259,930	211,640	225,830
20-30	①消費税を含まない	276,700	303,000	242,100	262,700	285,900	313,100	250,500	272,000
	②資材にのみ消費税を含む	276,700	303,000	242,100	262,700	285,900	313,100	250,500	272,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	304,370	333,300	266,310	288,970	314,490	344,410	275,550	299,200
30-40	①消費税を含まない	338,800	375,800	296,900	325,800	351,800	389,800	308,700	338,700
	②資材にのみ消費税を含む	338,800	375,800	296,900	325,800	351,800	389,800	308,700	338,700
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	372,690	413,380	326,590	358,380	386,980	428,790	339,570	372,570
40-50	①消費税を含まない	401,000	448,500	351,700	388,800	417,600	466,600	366,800	405,400
	②資材にのみ消費税を含む	401,000	448,500	351,700	388,800	417,600	466,600	366,800	405,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	441,100	493,350	386,870	427,680	459,360	513,260	403,480	445,940
50-60	①消費税を含まない	463,200	521,300	406,500	451,800	483,500	543,400	424,900	472,100
	②資材にのみ消費税を含む	463,200	521,300	406,500	451,800	483,500	543,400	424,900	472,100
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	509,520	573,430	447,150	496,980	531,850	597,740	467,390	519,310
60-70	①消費税を含まない	525,400	594,000	461,200	514,800	549,400	620,100	483,100	538,800
	②資材にのみ消費税を含む	525,400	594,000	461,200	514,800	549,400	620,100	483,100	538,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	577,940	653,400	507,320	566,280	604,340	682,110	531,410	592,680
70-80	①消費税を含まない	587,600	666,700	516,000	577,800	615,300	696,900	541,200	605,500
	②資材にのみ消費税を含む	587,600	666,700	516,000	577,800	615,300	696,900	541,200	605,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	646,360	733,370	567,600	635,580	676,830	766,590	595,320	666,050
80-90	①消費税を含まない	649,800	739,500	570,800	640,800	681,200	773,600	599,300	672,200
	②資材にのみ消費税を含む	649,800	739,500	570,800	640,800	681,200	773,600	599,300	672,200
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	714,780	813,450	627,880	704,880	749,320	850,960	659,230	739,420
90-100	①消費税を含まない	712,000	812,200	625,500	703,800	747,000	850,400	657,500	738,900
	②資材にのみ消費税を含む	712,000	812,200	625,500	703,800	747,000	850,400	657,500	738,900
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	783,200	893,420	688,050	774,180	821,700	935,440	723,250	812,790

8-3更新伐 (加算単価)

○要件等：更新伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈払った場合に加算することが出来る。

(円/ha)

	間伐(枝払・玉切)	間伐(刈払い加算単価)	間伐(林床整理伐加算単価)
①～②労務に消費税を含まない	104,400	74,800	176,000
③労務に消費税を含む	114,840	82,280	193,600

8-4更新伐（被害森林）

(円/m3)

作業種	区 分	内地・離島
更新伐（被害森林）	①消費税を含まない	20,800
	②資材にのみ消費税を含む	20,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	22,880
更新伐（被害森林）島外業者発注用単価	①消費税を含まない	28,300
	②資材にのみ消費税を含む	28,400
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	31,130

9. 衛生伐

(円/m3)

作業種別	区 分	通常単価	島外業者発注用単価	処理する場所	使用薬剤	薬剤使用量	摘 要 (実施時期)		
			宇久 小値賀						
薬剤散布型	①消費税を含まない	26,000	33,600	林内空地	乳剤	MEP乳剤 スミバイン乳剤 同等品 有効成分 MEP・80.0%	希釈倍数 100倍 希釈は水 使用液量 木材の表面積 600mL/m2 ③適用薬剤使用量 希釈液15ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	8月～10月	
	②資材にのみ消費税を含む	26,100	33,800						
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	28,600	36,960						
	①消費税を含まない	28,000	35,600		油剤	MEP油剤 パークサイドF 油剤 同等品以上 有効成分：MEP・0.7%			希釈倍数 原液 使用液量 木材の表面積 400～ 600mL/m2 ③適用薬剤使用量 原液10ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積
	②資材にのみ消費税を含む	28,300	36,000						
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	30,800	39,160						
くん蒸型	①消費税を含まない	20,600	28,200	林内外 民家、公共道路等から確実に 10m以上離れていること。	くん蒸剤 NCS 樹液殺 菌剤成分 N-メチルピロリドン/15% 酢酸エチル・50% くん蒸剤 くん蒸剤システム用シート (生分解シート) 同等品	被覆内容積1m3当り くん蒸時間 14日間以上 ③適用薬剤使用量 原液0.5ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	8月～4月		
	②資材にのみ消費税を含む	21,000	28,600						
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	22,660	31,020						
全木焼却	①消費税を含まない	29,800	37,400	安全に焼却可能な場所	-	-	8月～4月		
	②資材にのみ消費税を含む	29,800	37,500						
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	32,780	41,140						
破碎 一般搬出	①消費税を含まない	28,200	35,700	産業廃棄物処理施設	-	-	8月～4月		
	②資材にのみ消費税を含む	28,200	35,800						
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	31,020	39,270						

10. 付帯施設 鳥獣害防止施設

10-1 防鹿ネット（付帯施設：鳥獣害防止施設）

(円/m)

作業種	区 分	単価	
		内地	離島
防鹿ネット (I型) 後付けネット無型	①消費税を含まない	1,600	1,700
	②資材にのみ消費税を含む	1,700	1,800
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	1,760	1,870
防鹿ネット (II型) 後付けネット型	①消費税を含まない	2,100	2,100
	②資材にのみ消費税を含む	2,200	2,300
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	2,310	2,310

10-2 枝条巻付（付帯施設：鳥獣害防止施設）

(円/ha)

作業種	区 分	単価	
		内地	離島
枝条巻付	①消費税を含まない	309,100	307,400
	②資材にのみ消費税を含む	311,100	309,100
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	340,010	338,140

11. 花粉発生源対策促進事業

11-1 伐採経費

(円/ha)

作業種	区分	内地		離島	
		車両系	架線系	車両系	架線系
100m3/ha以上 200m3/ha未満	①消費税を含まない	945,000	1,080,000	1,005,000	1,140,000
	②資材にのみ消費税を含む	945,000	1,080,000	1,005,000	1,140,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	1,039,500	1,188,000	1,105,500	1,254,000
200m3/ha以上 300m3/ha未満	①消費税を含まない	1,575,000	1,800,000	1,675,000	1,900,000
	②資材にのみ消費税を含む	1,575,000	1,800,000	1,675,000	1,900,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	1,732,500	1,980,000	1,842,500	2,090,000
300m3/ha以上	①消費税を含まない	1,890,000	2,160,000	2,010,000	2,280,000
	②資材にのみ消費税を含む	1,890,000	2,160,000	2,010,000	2,280,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	2,079,000	2,376,000	2,211,000	2,508,000

11-2 植栽経費

(円/ha)

植栽本数	内訳	内地			離島		
		コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1500本未満	①-1消費税を含まない：（森林組合）	415,500	429,000	432,000	432,000	445,500	481,500
	①-2消費税を含まない：（森林組合以外）	492,000	588,000	555,000	481,500	514,500	559,500
	②資材にのみ消費税を含む：（森林組合以外）	529,500	634,500	598,500	517,500	553,500	604,500
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	541,200	646,800	610,500	529,650	565,950	615,450
1500本以上～2000本未満	①-1消費税を含まない：（森林組合）	484,750	500,500	504,000	504,000	519,750	561,750
	①-2消費税を含まない：（森林組合以外）	574,000	686,000	647,500	561,750	600,250	652,750
	②資材にのみ消費税を含む：（森林組合以外）	617,750	740,250	698,250	603,750	645,750	705,250
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	631,400	754,600	712,250	617,925	660,275	718,025
2000本以上	①-1消費税を含まない：（森林組合）	554,000	572,000	576,000	576,000	594,000	642,000
	①-2消費税を含まない：（森林組合以外）	656,000	784,000	740,000	642,000	686,000	746,000
	②資材にのみ消費税を含む：（森林組合以外）	706,000	846,000	798,000	690,000	738,000	806,000
	③資材・労務とも消費税を含む：市町村等	721,600	862,400	814,000	706,200	754,600	820,600

12. 森林作業道整備

12-1 開設経費

(円/m)

タイプ	区分	地山横断勾配	幅員		
			2.5m	3.0m	2.5m→3.0m
			(新設)	(新設)	(改築)
25度以下	①基礎単価 (税抜)	0~25° 以下	561	694	334
25~35度	①基礎単価 (税抜)	25° 超~35° 未満	1,670	2,260	
35度以上	①基礎単価 (税抜)	35° 以上	2,672	地山勾配 25~35° を適用	

12-2 丸太積工

(円/m)

段数 (横木の段数)	区分	単価	
2段	①基礎単価 (税抜)	1,522円/m	
3段	①基礎単価 (税抜)	2,480円/m	
4段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 3,440円/m
5段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 4,399円/m
6段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 5,358円/m
7段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 6,317円/m
8段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 7,277円/m
9段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 8,236円/m
10段	①基礎単価 (税抜)	3,000円/m	参考単価 9,195円/m

土工以外の簡易な構造物は、当該部分に限り、延長1メートル当たり3,000円以内での標準単価しか設定できないため、参考単価が3,000円/mを超えるものについては、標準単価を3,000円とする。

12-3 丸太横断溝

(円/箇所)

幅員	区分	タイプ	単価
2.5m	①基礎単価 (税抜)	1本タイプ	874
	①基礎単価 (税抜)	2本タイプ (鋼製アングル固定)	3,974
3.0m	①基礎単価 (税抜)	1本タイプ	851
	①基礎単価 (税抜)	2本タイプ (鋼製アングル固定)	3,964

12-4 車廻

(円/箇所)

幅員	区分	タイプ	単価
共通	①基礎単価 (税抜)	幅3.0m延長5.0m	15,200

留意事項

【1】 適用範囲

●長崎県造林事業補助金実施要綱 第2条に定める事業とする

【2】 標準単価とは

●補助金を算定するために、長崎県造林補助事業実施要領第10の1に規定する作業種毎に定めた県の標準的な単価

●構成内容

- ・直接費（資材費、労務費、機械経費）
- ※基本的に直接費を算定する歩掛は、国が示す「森林環境保全直接支援事業 環境林整備事業 作業工程表 林野庁整備課」に基づき算定する
- ・共通仮設費（別途基準によるもの）
- ※標準単価として作成しているものは共通仮設費を含んだ単価である

【3】 標準単価の区分

- ①消費税を含まない・・・・・・・・
 - 消費税込相当額を含まない単価
 - ②資材にのみ消費税を含む・・・・・・・・
 - 受託及び自力により施行する場合で、資材費の消費税相当額を加算した単価
 - ③資材・労務とも消費税を含む・・・・・・・・
 - 請負等により施行する場合で、資材費及び労務費の消費税相当額を加算した単価（主に市町村等によるもの）
- ※課税業者の場合は、実施方法に関わらず①を適用する。

【4】 作業種毎の面積や延長の補助対象の事業量の数値

作業集	補助対象の事業量	単位	小数以下の整理
人工造林	実施面積	ha	小数第2位止め（小数第3位以下切り捨て） ※造林システムの1レコードの申請単位ごと
樹下植栽等			
下刈り			
枝打ち			
除伐			
保育間伐			
間伐	実施面積、搬出材積	ha m ³	面積：小数第2位止め（小数第3位以下切り捨て） 材積：小数第3位止め（小数第4位以下切り捨て）
更新伐			
花粉発生源植替え			
森林作業道整備	実施延長（水平距離）	m	総延長：整数止め（小数第1位以下切り捨て） 測点間距離：小数第1位止め（小数第2位以下切り捨て）
衛生伐	実施面積、処理した材積	ha m ³	面積：小数第2位止め（小数第3位以下切り捨て） 材積：小数第2位止め（小数第3位以下切り捨て）

【5】 標準単価内容

●標準単価として作成しているものは以下のとおり

1. 人工造林
 - 1-1 人工造林
 - 1-2 人工造林（加算単価）
2. 樹下植栽
 - 2-1 樹下植栽
 - 2-2 樹下植栽（加算単価）
 - 2-3 しいたけ原木林整備（樹下植栽等）【不用萌芽除去・除伐】
3. 下刈【全刈り】
4. 枝打ち
5. 除伐
6. 保育間伐
 - 6-1 保育間伐
 - 6-2 保育間伐（加算単価）
7. 間伐
 - 7-1 間伐（プロセッサ造材）
 - 7-2 間伐（チェーンソー造材）
 - 7-3 間伐（加算単価）
8. 更新伐
 - 8-1 更新伐（プロセッサ造材）
 - 8-2 更新伐（チェーンソー造材）
 - 8-3 更新伐（加算単価）
 - 8-4 更新伐（被害森林）
9. 衛生伐
10. 付帯施設 鳥獣害防止施設
 - 10-1 防鹿ネット（付帯施設：鳥獣害防止施設）
 - 10-2 枝条巻付（付帯施設：鳥獣害防止施設）
11. 花粉発生源対策促進事業
 - 11-1 伐採経費
 - 11-2 植栽経費
12. 森林作業道整備
 - 12-1 開設経費
 - 12-2 丸太積工
 - 12-3 丸太横断溝
 - 12-4 車廻

【6】 各事業種ごとの留意事項

●各標準単価の留意事項は以下のとおり

1. 人工造林

- 1-1 人工造林
 - ・植穴掘付・植付、苗木運搬を含む。（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）
- 1-2 人工造林（加算単価）
 - ・地拵（伐倒木、枝条などの集積作業含む）作業とし、作業形態により加算できるものとする。

2. 樹下植栽

- 2-1 樹下植栽
 - ・植穴掘付・植付、苗木運搬を含む。（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）
- 2-2 樹下植栽（加算単価）
 - ・地拵（伐倒木、枝条などの集積作業含む）作業とし、作業形態により加算できるものとする。
- 2-3 しいたけ原木林整備（樹下植栽等）【不用萌芽除去・除伐】
 - ・しいたけ原木の育成を目的として行う不用萌芽・不用木の除去を対象とする。
 - ・不用萌芽の除去…全伐を行った天然林において3年生までにしいたけ原木の切り株から発生した萌芽枝の中で、優勢な数本を残し残りを除去する作業に対する単価である。初回のみ補助対象とし設定している。
 - ・不用木の除去…しいたけ原木以外の樹木を伐採し、しいたけ原木の成長を促す作業である。天然林において初回のみ補助対象とし設定している。
 - ・不用萌芽の除去と併せて付帯施設等整備を実施する場合、付帯施設実施後3年以内に不用萌芽の除去を実施すること。

3. 下刈【全刈り】

・植栽された苗木が周囲の雑草木に被圧され、生育が阻害されるのを防ぐことを目的とする作業とする。

4. 枝打ち

・林木の枝葉の除去。※作業補助要件があるため留意すること。

5. 除伐

・主林木の成長を阻害する不良木等の除去（雑木等）。
・刈り払い機等による雑木等除伐作業に適用。

6. 保育間伐

- 6-1 保育間伐
 - ・主林木の成長を阻害する不用木（侵入竹林を含む）の除去、不良木の淘汰。
 - ・「枝払・玉切りあり」を適用する森林
 - a. 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切を実施する。
 - b. 一定の地理的条件を満たす森林
 - ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林

- 6-2 保育間伐（加算単価）
 - ・間伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈払った場合にいずれかを加算することが出来る。
 - ・刈払いは、伐採木周辺の安全が確保できる範囲刈払った場合に適応する。
 - ・林床整理伐は、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用し全面積を刈払った場合に適応する。

7. 間伐

- 7-1 間伐（プロセッサ造材）
 - ・プロセッサによる造材にを行う場合に適応する。
 - 定性・列状及び車輛系・架線系の作業区分並びに搬出材積により単価を設定する。
- 7-2 間伐（チェーンソー造材）
 - ・チェーンソーによる造材にを行う場合に適応する。
 - 定性・列状及び車輛系・架線系の作業区分並びに搬出材積により単価を設定する。
- 7-3 間伐（加算単価）
 - ・「枝払・玉切りあり」を適用する森林
 - a. 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切を実施する。
 - b. 一定の地理的条件を満たす森林
 - ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壤保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林
 - ・間伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈払った場合に刈払い・林床整理伐のいずれかを加算することが出来る。
 - ・刈払いは、伐採木周辺の安全が確保できる範囲刈払った場合に適応する。
 - ・林床整理伐は、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用し全面積を刈払った場合に適応する。

8. 更新伐

- 8-1 更新伐（プロセッサ造材）
 - ・更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分されていること。
 - ・プロセッサによる造材にを行う場合に適応する。
 - 定性・列状及び車輛系・架線系の作業区分並びに搬出材積により単価を設定する。
- 8-2 更新伐（チェーンソー造材）
 - ・更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分されていること。
 - ・チェーンソーによる造材にを行う場合に適応する。
 - 定性・列状及び車輛系・架線系の作業区分並びに搬出材積により単価を設定する。

● 8-3更新伐（加算単価）

- ・「枝払・玉切りあり」を適用する森林
- a. 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切を実施する。
- b. 一定の地理的条件を満たす森林
 - ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林
- ・間伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈払った場合に刈払い・林床整理伐のいずれかを加算することが出来る。
- ・刈払いは、伐採木周辺の安全が確保できる範囲刈払った場合に適用する。
- ・林床整理伐は、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用し全面積を刈払った場合に適用する。
- ・被害森林については当該加算は想定していない。

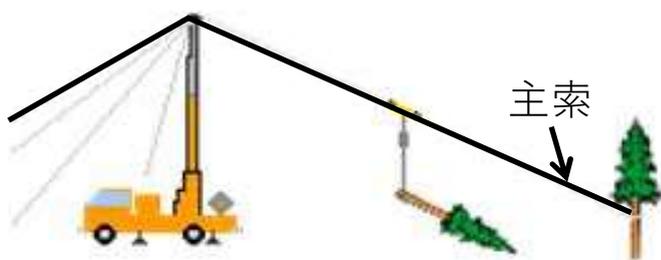
● 8-4更新伐（被害森林）

- ・更新伐（被害森林）については、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。

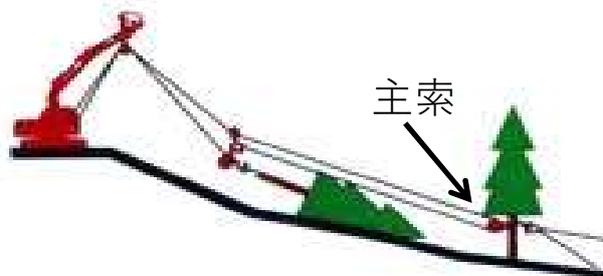
車輻系：架線系以外の車輻系機械による集材

フォワーダやスイングヤードのウインチ地引は、架線を設置しないので車輻系扱い

架線系：主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）



フォワーダで主索を設置しての集材



スイングヤードで主索を設置しての集材

9. 衛生伐

・特定森林再生事業－保全松林緊急保護整備事業－保全松林健全化整備事業の衛生伐に適用する。

・衛生伐は、松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として、行う不用木（被害木及び侵入竹を含む）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、薬剤処理とする。

● 薬剤散布型

・被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、薬剤（乳剤又は油材）を適切に散布することにより、処理する作業に適用する。

● くん蒸型

・被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、ビニール等の被覆資材により完全に覆った後に薬剤を散布し、くん蒸にて処理する作業に適用する。

● 全木焼却

・被害木を伐倒し、幹及び枝条を収集運搬し、焼却処分を行う作業に適用する。

● 破碎 一般搬出

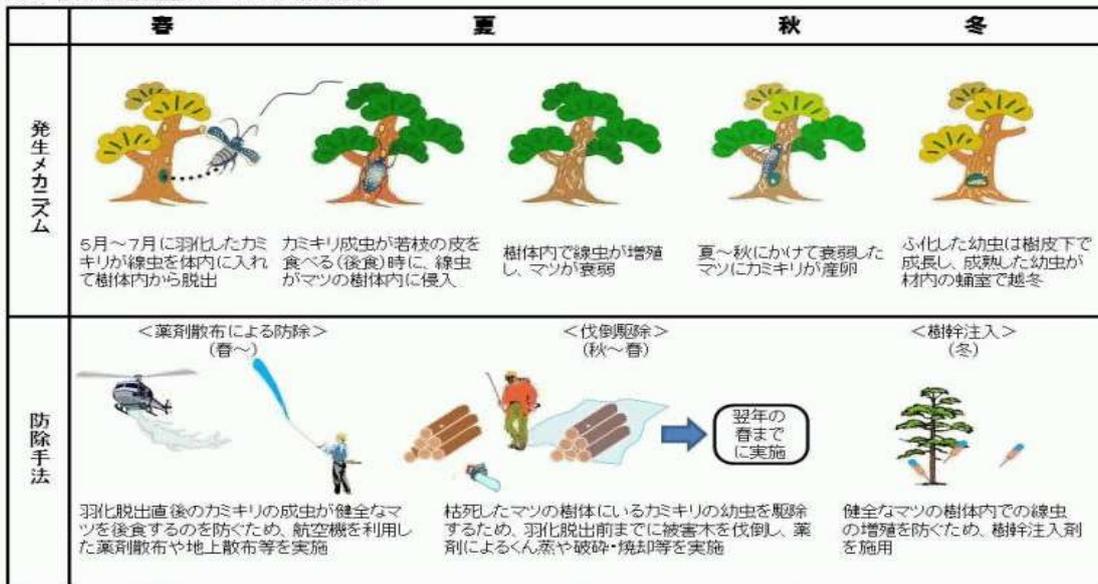
・被害木を伐倒し、幹及び枝条を収集運搬し、産業廃棄物処理施設等で適切に破碎処分を行う作業に適用する。

松くい虫発生メカニズム

これらの松林に甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長1ミリメートルにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされます。

その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫です。

松くい虫の被害発生メカニズムと防除手法



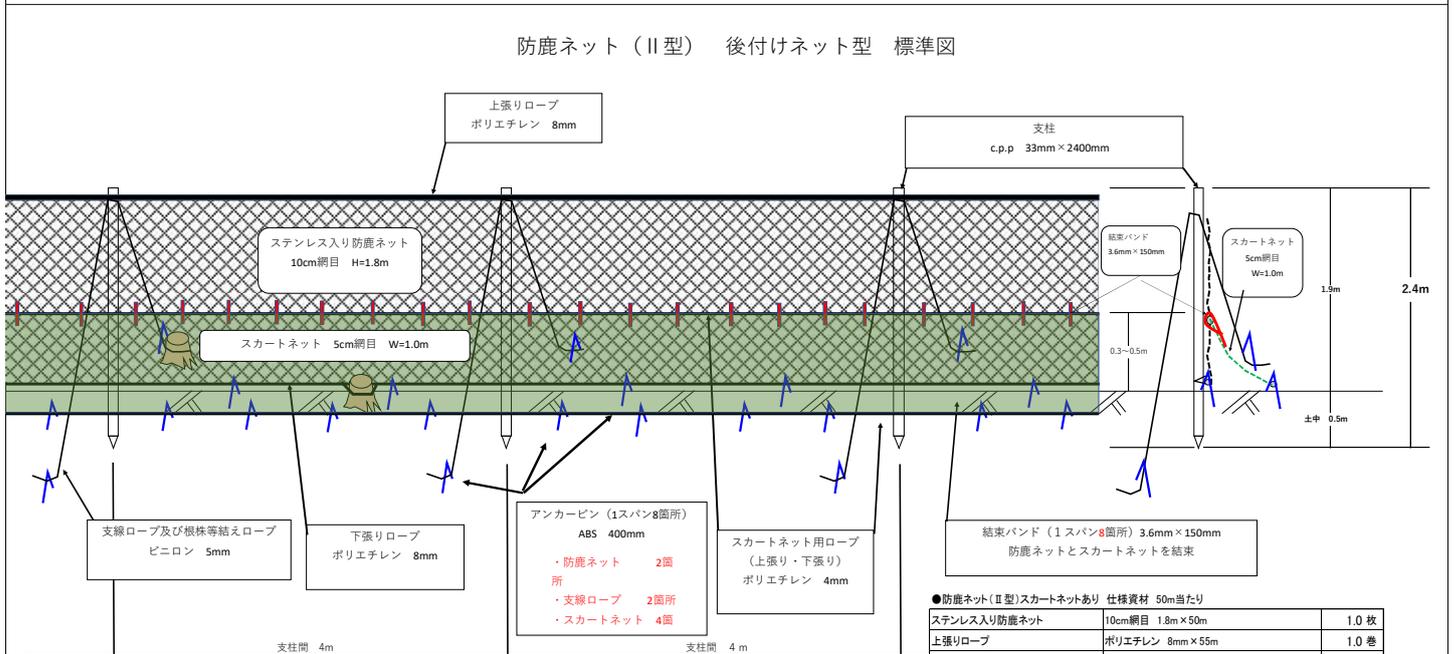
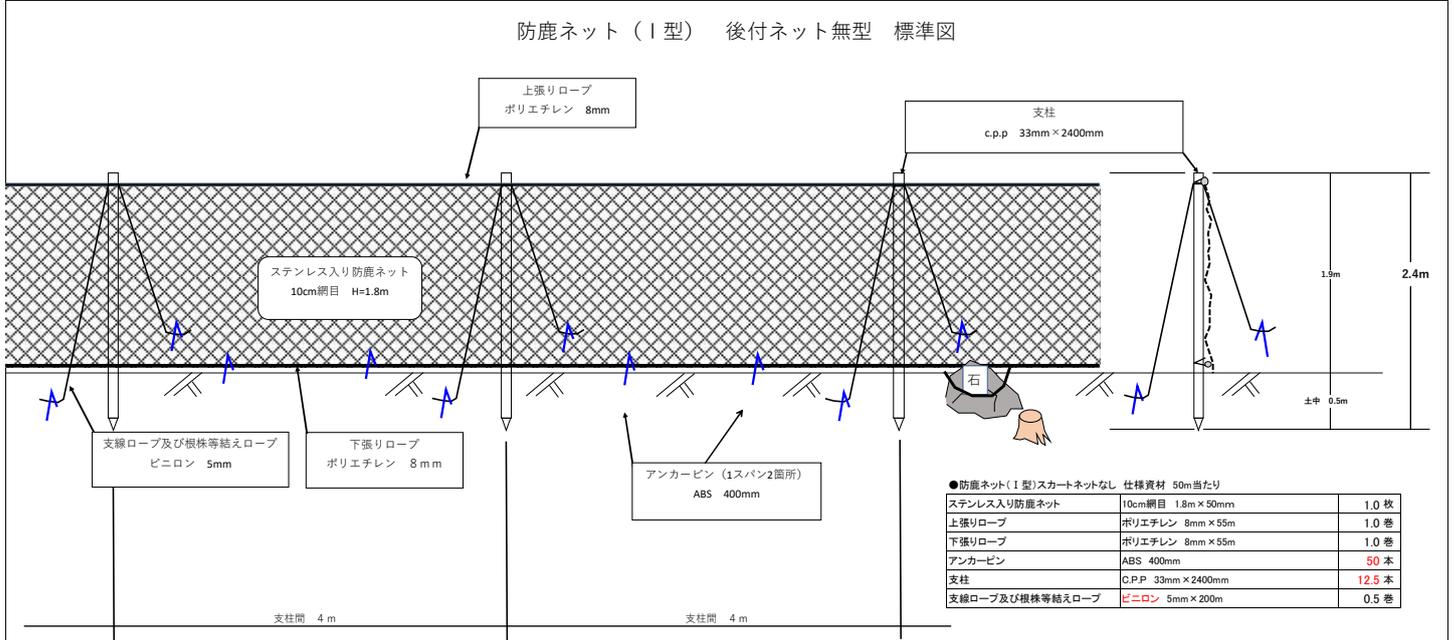
注1)発生メカニズムについて、被害の発生時期などは地域の気候等によって異なるため、おおよその季節を記載している。

注2)「カミキリ」とは「マツノマダラカミキリ」を、「線虫」とは「マツノザイセンチュウ」のことをそれぞれ指す。

10. 付帯施設 鳥獣害防止施設

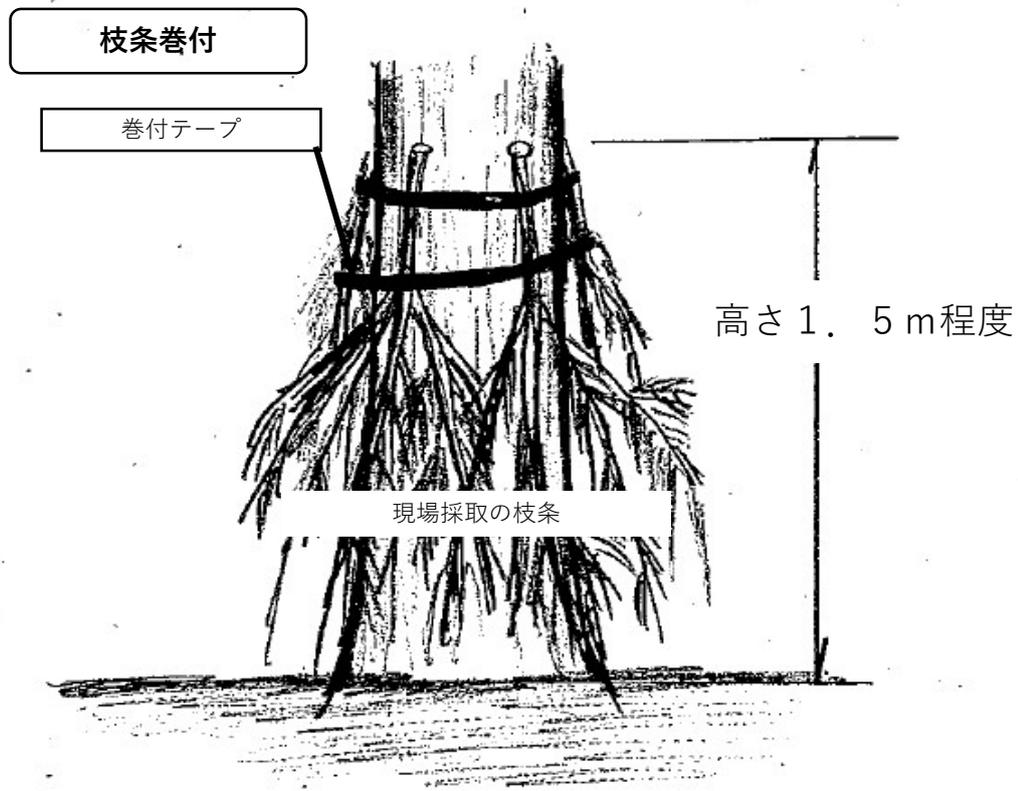
● 10-1 防鹿ネット（付帯施設：鳥獣害防止施設）

- ・健全な森林の造成・保全を目的として、当施設を設置することにより野生鳥獣（鹿）の侵入を防ぎ森林被害を防止する。
- ・防鹿ネットの標準的な仕様は標準図のとおりとし、現地において適切に設置する。
- ・設置後も定期的に巡視し、シカ等の侵入がないか確認し必要に応じて補修する。



● 10-2 枝条巻付（付帯施設：鳥獣害防止施設）

・健全な森林の造成・保全を目的として、当施設を設置することにより野生鳥獣（鹿）の樹皮剥離被害を防ぐ。標準単価積算本数 1,100本/ha



○枝条巻付の方法

1. 長さ1.5 m程度の緑葉の付いた枝を、間伐木あるいは、枝打ちした枝から採取する。
2. 胸高の位置に伸縮性のあるテープを巻き付けて縛る。
3. 巻き付けたテープと保護する主林木の幹の間に採取した枝の元の方を、3～5本差し込む。
4. 枝条の下方部をテープで巻き付け幹に固定する。

1.1. 花粉発生源対策促進事業

● 11-1 伐採経費

・本単価は、農山漁村地域整備交付金の花粉発生源対策促進事業にのみ適用
（立木の伐倒・枝払い・玉切り・集材集積、植栽（コンテナ苗）を一体的に実施する場合のみに適応する）

● 11-2 植栽経費

・本単価は、農山漁村地域整備交付金の花粉発生源対策促進事業にのみ適用
（立木の伐倒・枝払い・玉切り・集材集積、植栽（コンテナ苗）を一体的に実施する場合のみに適応する）
地拵経費は含まない

1.2. 森林作業道整備

・間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のために継続的に用いられる道であり、地形に沿うように丈夫で簡易なものであることが必要。
路体は、堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置すること。

・作業道区分は以下のとおりとする。

平均の地山横断傾斜 25° 以下の場合 幅員 3.0m 以下 又は 2.5m 以下

平均の地山横断傾斜 $25^{\circ}\sim 35^{\circ}$ 以下の場合 幅員 3.0m 以下 又は 2.5m 以下

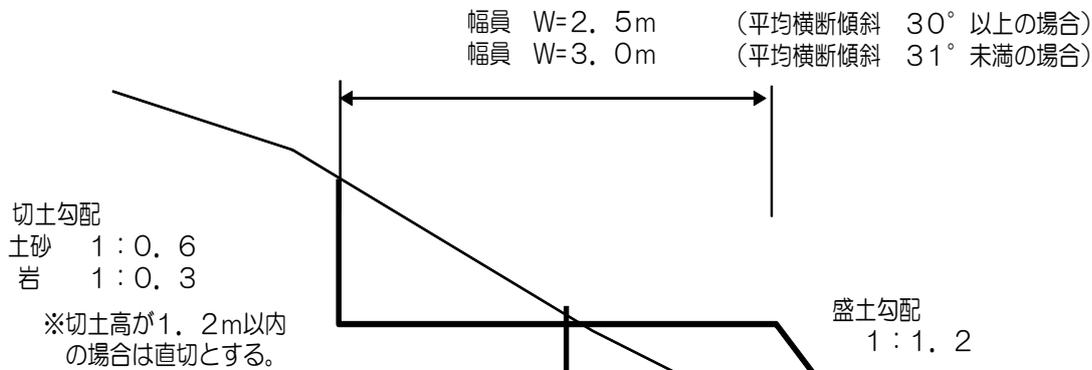
平均の地山横断傾斜 35° 以上の場合 幅員 2.5m 以下

・特殊構造物等（コンクリート路面工、コンクリートを用いた洗い越し工等）は、標準断面設計が適用出来ないため長崎県造林補助事業実施要領第4の規定に基づく設計審査を路線計画時に県地方機関で受ける必要がありますので、事前に相談願います。※県標準単価も設定していないため。

● 各単価の構造等は以下のとおりとする。

● 12-1 開設経費

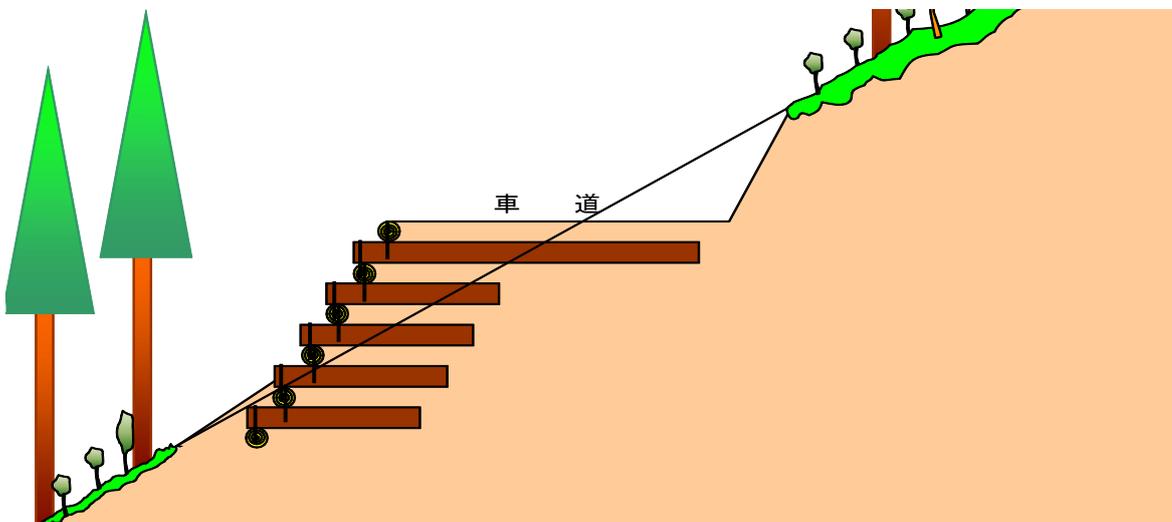
森林作業道標準断面図

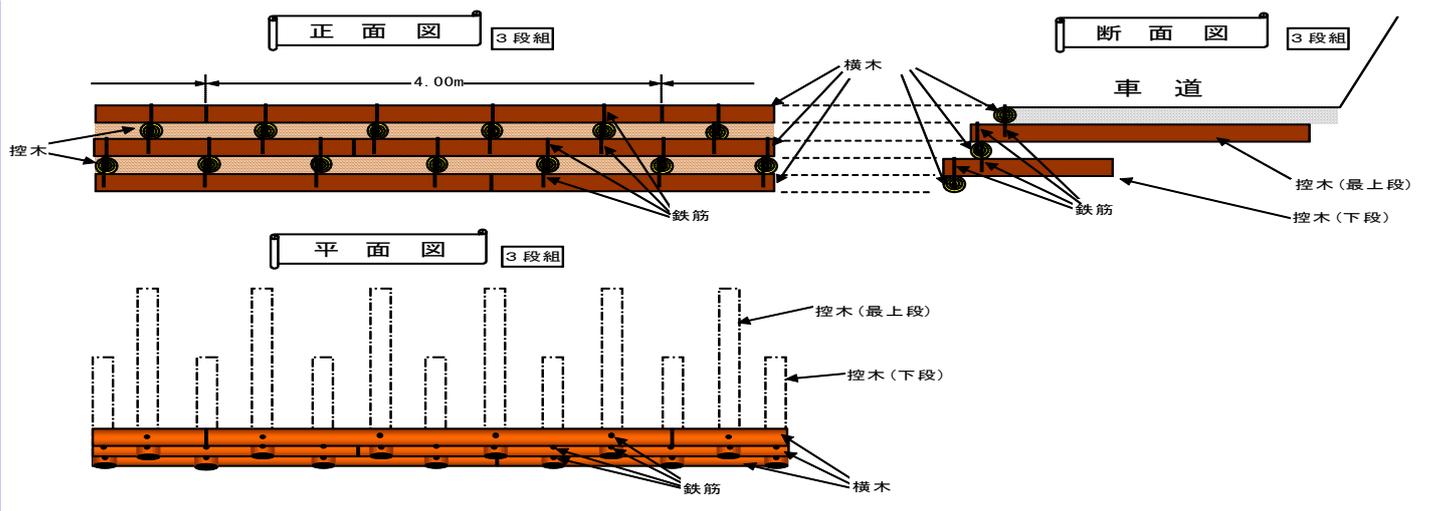


○開設する作業道の構造は「長崎県造林関係作業道等開設実施要領 H23.8.10」に基づく構造とする。

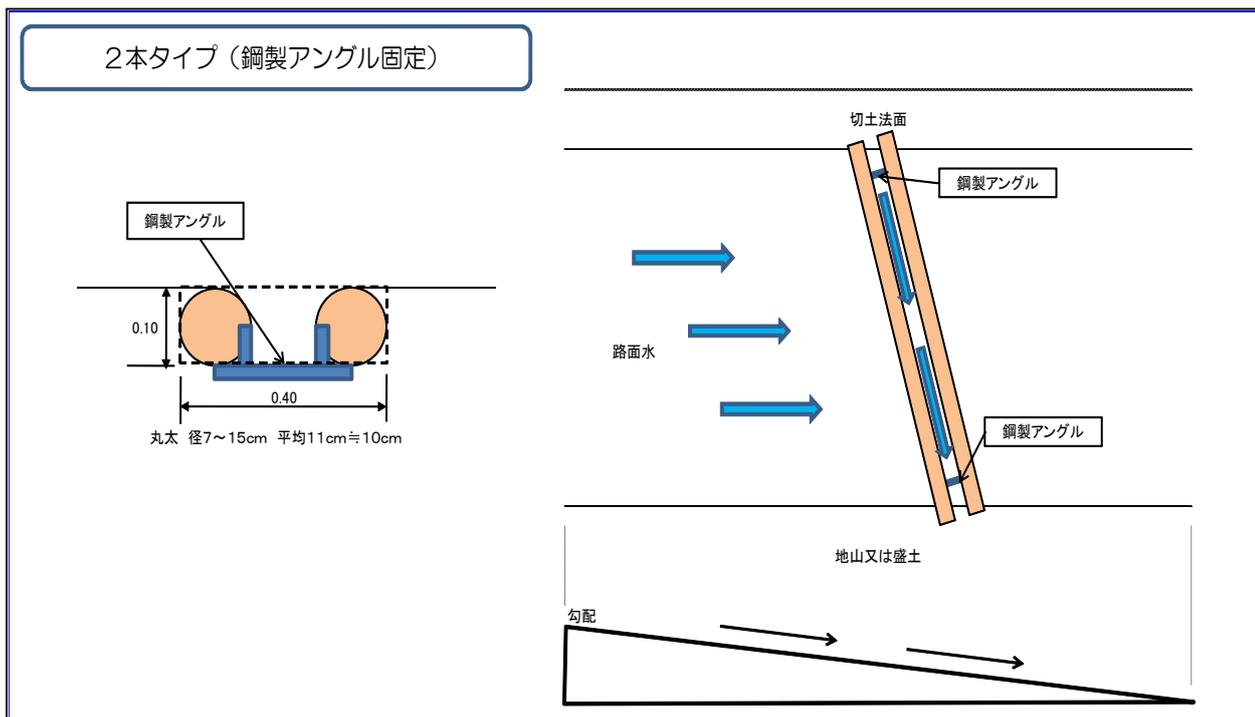
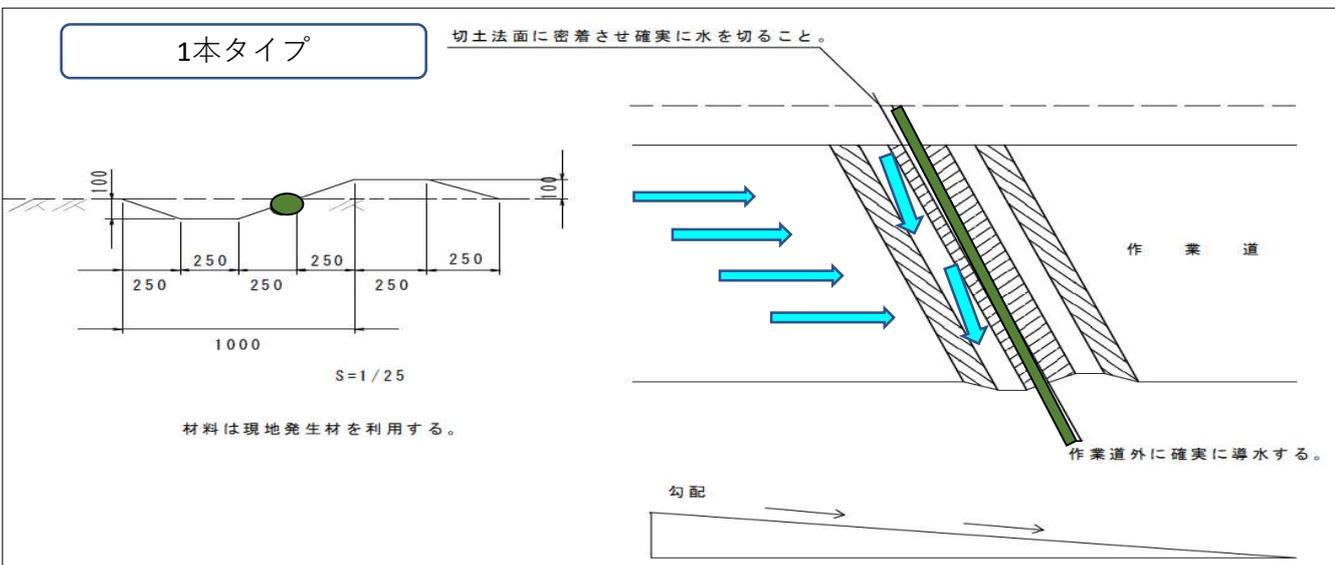
○排水は、路面勾配を水平にし、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行う。

● 12-2 丸太積工





● 12-3 丸太横断溝



● 12-4 車廻

